フードドライブ実施用物品の貸与について

１． 物品貸与の対象者

物品貸与対象者は、次に掲げるもののうち、足立区内でフードドライブを実施するものとする。

（１）区内の町会・自治会、その他の区民団体
（２）区内で活動する特定非営利活動法人
（３）区内で活動する事業者
（４）区内施設管理者
（５）その他環境部長が認める団体

２． 貸与物品

貸与物品	貸与数量	サイズ（mm）
（１）のぼり旗 （3mポール、固定土台付き）	１団体５セットまで	約 W450×H1,500
（２）はかり	１団体１台まで	約 W265×D250×H110
（３）折りたたみコンテナ	１団体１０個まで	約 W530×D370×H320

※在庫の数には限りがあります。

３． 貸し出しの流れ

（１）フードドライブ用物品貸与申請書兼受領書（ホームページ上から印刷可）に必要事項を記載し、ごみ減量推進課に提出。
（２）ごみ減量推進課の窓口にて物品を引き渡し。
（３）フードドライブ終了後に、物品の返却。なお、年間を通して開催する場合は、都度返却する必要はございません。